第5章 みんなで築く、協働のまち

第	1節 み/	んなで進める協働のまちづくり
	第1項	地域コミュニティの充実・・・・・・・P66
	第2項	地域協働の推進・・・・・・・・ P68
第:	2 節 交流	流と思いやりのあるまちづくり
	第1項	人権の尊重と男女共同参画社会の推進・・・P70
	第2項	多様な交流の推進・・・・・・・ P72
第:	3 節 情幸	服化社会に対応したまちづくり
	第1項	まちづくり情報共有の推進・・・・・・P74
	第2項	地域情報化の推進・・・・・・・・ P75
第4	4節 町瓦	この視点に立った行財政運営の推進
	第1項	町民が利用しやすいサービスの提供・・・・P76
	第2項	計画的な行政運営の推進・・・・・・P78
	第3項	健全な財政運営の推進・・・・・・・P80
	第4項	広域行政の推進・・・・・・・・・P82

第1節 みんなで進める協働のまちづくり

第1項 地域コミュニティの充実

【現況と課題】

本町では、昭和 59 年から各地区に住民の自主運営によるコミュニティ推進協議会が設立され、生活環境整備部会、産業振興部会、教育文化部会、健康づくり部会による様々な話し合い活動や実践活動が展開されてきました。

しかしながら、近年、組織体制が固定化され、組織の高齢化とあいまって事業活動 の停滞やマンネリ化が懸念されています。

今後は、地域住民による自主的な運営という基本に立ち返り、地域課題の解決に向けた諸活動への取組や幅広い年齢層の参加など、地域コミュニティの特性を生かした創意工夫による個性ある活動を支援していく必要があります。

《基本方針》

町民の自立と連帯に支えられた、活力あるまちづくりを進めるため、コミュニティ推進協議会活動を中心に、地域の連帯感を醸成し、主体性や創造性に富んだ地域活動を促進する環境づくりに努めます。

目標項目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成32年)	目標設定の考え方
コミュニティ活動事業数	52 活動	57 活動	活動内容の充実と各地区1活動 の増加を目指す。

施策	施 策 の 方 針	主 な 取 組
1. コミュニティ 活動の促進	○地域課題の解決に向けた集落の学習活動の推進や、幅広い年齢層が参加できるようなイベントの実施など、創意工夫による個性ある地域活動の支援に努めます。	・行政区運営補助・地区コミュニティ推進協議会事業の推進
2. コミュニティ 施設の充実と 有効活用	〇コミュニティ活動の拠点となる集 会施設の維持補修の支援とともに、 自治宝くじ助成事業を活用し、祭用 具等の整備の支援に努めます。	・コミュニティ施設整備事業・自治宝くじ助成事業
3. コミュニティ リーダーの育 成と組織の活 性化	○各種研修会の実施等により、地域に 根ざした熱意あるリーダーの育成 に努めます。	・町民会議の活動支援・リサイクル研修会

第2項 地域協働の推進

【現況と課題】

町民の価値観やニーズの多様化により、行政課題の高度化・多様化が進み、行政単独では対応できない暮らしに密着したニーズや課題への対応の重要性が増しており、住民や企業、NPOなどの多様な主体との連携・協働による地域づくりが求められています。

本町ではこれまで、コミュニティ推進協議会を中心に、各種団体によるまちづくり活動への参加・協力による地域協働の活動を推進してきました。

今後とも、社会経済状況の変化や少子高齢化など地域の課題に対応しながら、多様な世代や主体の連携を強化し、地域協働のまちづくりを進めていくことが必要になっています。

《基本方針》

町民総参加による自立的かつ個性的な地域協働社会の実現のため、若者のバイタリティ、女性ならではの視点や発想、高齢者の豊富な知識と経験を存分に活用しながら、 まちづくり活動への支援や協働のまちづくりを推進します。

目標項目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
公募による委員選出を 行う審議会等の割合		10%	審議会の1割で、公募による委 員の選出を目指す。

施策	施策の方針	主 な 取 組
1. まちづくり活動 への支援	〇各種団体や NPO 法人等が自立して活動しやすい環境を整備し、住民がまちづくりの主体としてより身近な公共・公益的なサービス領域を担うしくみを確立します。	・地域づくり団体への支援・クリーン作戦・町道の清掃
2. まちづくり意識 の啓発	〇町民が「自らのまちは自らでつくる」という協働・共創の意識を促進するため、町の各種計画づくりや施設運営などへの町民の参画機会を拡充します。	・審議会への公募による参画
3. 地域協働のしく みづくり	〇町民と行政が情報を共有し、ともに まちづくりを進めることのできる 地域協働のしくみを構築します。	協働意識の啓発研修会の実施

第2節 交流と思いやりのあるまちづくり

第1項 人権の尊重と男女共同参画社会の推進

【現況と課題】

個人の尊重と法の下の平等のもと、人権の尊重や男女平等の実現に向けて様々な取組が進められていますが、現実の社会においては、女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題・外国人等への差別など、解決すべき課題が依然多く残されており、国籍や性別、年齢、障がいの有無に関係無く、一人ひとりが尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画する社会の実現が強く求められています。

本町では、人権問題に関する理解と認識を深めるため、国や県、他団体との連携による各種研修会への参加促進や町独自の研修会の開催に努めてきました。

また、平成 22 年3月に八千代町男女共同参画プラン*1を策定し、講演会の開催など、男女共同参画社会への意識の醸成に努めてきました。

さらに、平成28年4月から、女性活躍推進法が施行されることに伴い、働く場面 での女性の活躍を推進していくことになりました。

今後とも、様々な機会・場を通して啓発を図り、人権尊重・男女協働参画社会の実 現に向けた施策を総合的に推進していく必要があります。

《基本方針》

町民・職員ともに人権問題に関する理解と認識を深め、一人ひとりが尊重され、心豊かにともに生きる平等で明るい社会の実現を目指し、学習・啓発活動を推進します。 また、男女共同参画プランに基づき、男女が平等に社会参画し、ともに責任を担う 男女共同参画社会の実現を目指します。

(目標指標)

目標項目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
審議会等への女性委員 の割合	11.9%	30%	男女参画プランに基づき、委員 の3割の女性の参画を目指す。

※1 八千代町男女共同参画プラン

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を持つ男女共同参画社会の実現を目指し、町民と行政が一体となって施策を推進するための指針として策定。(計画期間は平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間)

施策	施策の方針	主な取組
1. 人権尊重意識の 醸成	〇研修会や勉強会など、あらゆる機会を通して、人権問題に関する意識の醸成に努めます。	・八千代町職員研修計画に基づく研修会・関係団体主催の研修会への参加
2. 人権教育の推進	〇人権問題に関する理解と認識を 深める教育を推進します。	・人権教育の充実
3. 男女の人権尊重 と 平 等 意 識 づくり	〇男女平等意識の醸成や、男女間に おける暴力の根絶に向けた環境 整備や対策を図ります。	・広報啓発活動・DV対策等、関係機関との 連携による相談体制の整備
4. 男女共同参画プ ランの推進	〇男女共同参画プランに基づく各 種事業を総合的かつ計画的に進 めます。	審議会等への女性の積極的 登用計画推進体制の充実女性活躍推進法に基づくプランの一部見直し

第2項 多様な交流の推進

【現況と課題】

地域社会の活性化には、地域内での住民の交流や、広域的な観点から近隣市町村との交流機会を充実していくことが重要です。

成熟した都市型社会の時代にあって、都市生活の利便や質的な向上が求められる一方、環境保全や健康維持などを背景とする自然回帰やスローライフ指向*1の高まりなど、人それぞれの志向に合わせたライフスタイルの多様化が進み、ふれあいや交流に対する考え方、求める環境も多様化しています。

本町ではこれまで、地域住民の交流を広げるとともに、クラインガルテン八千代や グリーンビレッジに訪れる都市住民との交流を通じて、町や農業の活性化に取り組ん でおり、今後さらなる展開が期待されています。

また、本町の外国人登録者数は平成27年6月1日現在で942人、全人口の約4.1%を占めており、特に農業研修生の増加が顕著となっています。

今後とも予想される外国人住民の増加に対応しながら、国籍や文化の異なる人々が 地域社会の構成員として、ともに生きていくことができる多文化共生社会に向けて、 地域間交流や国際交流、人材育成など、多様な交流環境の整備充実が必要となってい ます。

《基本方針》

地域間交流や都市と農村の交流、国際交流など、多様な交流が活発に行われることにより、町民や訪れる人がいきいきとふれあい、暮らすことができるまちづくりの実現を目指します。

(具体的な施策の内容)

施策	施 策 の 方 針	主な取組
1. 国際交流の推進	○関係機関との連携により、国際交流 ・国際交流事業等の情報提供を推進するとともに、国際化に対応できる人材の育成に努めます。	
2. 多文化共生社会 の推進	○外国人住民が暮らしやすく、また、 地域住民との交流ができる地域づ くりを進めます。	多言語による情報提供多文化共生推進に係る指針の検討
3. 地域間連携・交 流の推進	〇子ども・若者・高齢者など多世代が ふれあう機会の拡大を図るととも に、都市住民や近隣市町との連携・ 交流を推進します。	・コミュニティ活動促進事業・都市農村交流事業の推進

※1 スローライフ指向

地産地消や歩行型社会などを目指すなど、ゆっくりした生活様式を求めること。

第3節 情報化社会に対応したまちづくり

第1項 まちづくり情報共有の推進

【現況と課題】

本町では、広報紙とお知らせ版をそれぞれ発行し、町民への行政情報の適切な提供に努めており、今後とも、わかりやすい行政情報の提供や住民の意見、提案ができる紙面構成に努めるとともに、町ホームページと連携したデータ配信などの推進方策を検討していく必要があります。

各種広聴手段(宅配きらり塾・町長へのメール・ふれあいミーティング・賀詞交換会・各種懇談会)の継続実施により、町民の意見聴取に努めていくとともに、町ホームページのさらなる充実や多様な情報通信技術の活用を図り、町民への情報提供と意見の聴取を行う必要があります。

また、情報公開制度の適正な運用、マイナンバー制度の開始に伴う個人情報の適正な取扱い及びセキュリティの強化に努めることにより、町民との信頼関係を深め、公正で開かれた町政の実現を図る必要があります。

《基本方針》

個人情報の保護のもと、情報公開制度の適切な運用を図るとともに、まちづくり情報等の共有化を通して、町政への町民参加等を促進していくため、広報・広聴活動のさらなる充実を図ります。

目標項目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
町ホームページの年間延 アクセス件数	101,942件	120,000 件	トップページアクセス件数の20%程度の増加を目指す。

施策	施策の方針	主な取組
1. 広報・広聴活動 の充実	〇広報紙の充実に努めるとともに「い つでも、どこでも必要な情報を必要 な人」に提供できるサービス体制の 確立を図ります。	・広報紙の発行・ホームページでの情報提供
	〇町民の意見を町政運営に反映させ るため、各種広聴活動の充実を図り ます。	・宅配きらり塾・町長へのメール・ふれあいミーティング・賀詞交換会・各種懇談会
	〇町ホームページの充実を図り、多く の情報を速やかに町民に提供しま す。	ホームページの更新
2.情報公開制度の 適正な運用	○情報公開条例に基づき、個人情報の 保護に配慮しながら、適確に行政情 報を公開します。	情報公開審査会による調査 審議の充実公開条例の見直し文書管理体制の充実広報紙等による行政情報の公表
3. 個人情報の保護	○個人情報保護条例に基づき、個人情報の適切な保護・管理に努めます。	請求情報の公表情報セキュリティポリシーや 対策基準、実施手順の見直し

第2項 地域情報化の推進

【現況と課題】

本町では、平成 18 年度からアウトソーシング*1により基幹系システムの運用を開始し、コストの削減や業務改革に努め、平成 20 年度からは情報系のシステムについて、データの共有化やハード面でのセキュリティ対策の強化を推進しています。

また、茨城県と県内市町村の共同事業により、「電子申請・届出システム*2」や「統合型GISシステム*3」、「大容量ファイル交換システム」を導入し、電子自治体の構築を進めています。

さらに、平成 24 年 6 月より町内全域の情報通信基盤が整備され、光ブロードバンドネットワークサービスの提供が開始されました。

今後は、情報化計画や情報セキュリティポリシーの見直し、基幹系システムのクラウド化*4 などを行いながら、システムの効果的な運用や職員の資質向上を図るとともに、「マイナンバー制度」への対応や「電子申請・届出システム」、「統合型GISシステム」、さらには「証明書等のコンビニ交付」等の利活用に向けて検討していく必要があります。

《基本方針》

高度情報化に対応した各種業務システムの利活用を図りながら電子自治体の構築を推進し、行政サービスの向上に努めます。

(具体的な施策の内容)

施策	施策の方針	主 な 取 組
1. 電子自治体の 推進	○住民サービスの向上を図るため、電子自治体の構築を推進します。	・公的個人認証サービス*5の実施 ・電子申請・届出の活用推進 ・証明書等のコンビニ交付の検討
2. 情報通信基盤 の活用	○情報化計画に基づき、地域情報化を 推進します。	・情報化計画の見直し ・統合型 GIS システムの利活 用の推進

※1 アウトソーシング

企業や行政の業務のうち専門的なものについて、それをより得意とする外部の企業等に委託すること。

- ※2 電子申請・届出システム
 - インターネットを通じて、家庭や職場から24時間365日申請・届出行為を行うことができるシステム。
- ※3 統合型GISシステム 地方公共団体が利用する地図データのうち、複数の部局が利用する 地理情報データ (道路、街区、建物、河川など)を各部局が共有できる形で整備し、利用していく 庁内横断的なシステム。
- ※4 クラウド化 システムやデータについて、自分の所で保有・管理する形態から、通信回線を利用して外部のデータセンターに保管する形態に移行すること。
- ※5 公的個人認証サービス インターネット上での本人確認に必要な電子証明書を住民基本台帳に記載されている 15 歳以上の希望 者に対して安価に提供するサービス。

第4節 町民の視点に立った行財政運営の推進

第1項 町民が利用しやすいサービスの提供

【現況と課題】

地方分権の進展やそれに伴う法制度の改正、高齢化、国際化などを背景に、役場や 各施設での行政サービスに対する町民ニーズもますます多様化しています。

また、マイナンバー制度が平成27年度から始まり、今後は各種手続きの効率化や証明書等のコンビニ交付など、住民サービスの向上が期待されています。

本町ではこれまで、時間外窓口の設置や各施設開設時間の延長をはじめ、町税などのコンビニ納付、提出書類の簡素化や電子化、行政案内の充実など、町民が利用しやすいサービスの提供に努めてきました。

今後とも、町民の要望を常に把握しながら、高齢者や障がい者、外国人など誰もがわかりやすく、気軽に、気持ちよく利用できる役場や各施設のサービス体制づくりを進めていく必要があります。

《基本方針》

町民の多様なニーズに応え、適切かつ迅速な行政サービスを提供していくため、窓口サービスの向上や、行政体制・環境の改善など、町民の目線に立った、わかりやすく利用しやすい役場や各施設のサービス体制づくりを推進します。

目標項目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
個人番号カード発行枚数	-	2,000枚	個人番号カードの利便性をP Rし、交付申請するよう促す。 (初回交付は無料)

施策	施:	策の	方	針	主	な	取	組
1. 住民サービス の向上			Λ <u></u>	ービスに D聴取 Kロサー E 便の検言	こ関する ・ビス <i>の</i>	る町民		
〇電子申請・届出か のPRに努め、利 もに、多様な申請 ます。			促進を	図るとと		青・届出	出の活用	用推進
2. 案内・P Rの 充実	○本町施設の などにわれ 内・PRを	かりやす	い施			-ビス位	は制の引	蛍 化
	○民間企業と サービスや しの便利帳	施設案	力ので	きる暮ら	• 暮らし <i>0</i>	D便利帕	— 長の発行	ī

第2項 計画的な行政運営の推進

【現況と課題】

本町では、八千代町第4次行政改革大綱や八千代町第3次行財政集中改革プランに基づき、行政需要の変化などに応じて、組織の見直しや効率的な行政運営に取り組んできました。今後はさらに、職員の資質を向上させる研修を充実させるとともに、部長制度の検討や組織の枠を超えた協業体制への対応など、柔軟かつ簡素で効率的な組織体制の構築を図っていく必要があります。

また、職員で構成する行革検討部会や行革推進本部での検討に加え、八千代町行政 改革推進委員会の助言のもと、今後一層の行財政改革を断行していくとともに、プラ ンの進行管理や町の財政状況を随時町民に公表し、ガラス張りの行政運営を展開して いく必要があります。

《基本方針》

八千代町第3次行財政集中改革プランに基づき、計画的かつ効率的な行政運営と組織改革に努めるとともに、人材育成基本方針に基づき、職員の意欲と能力を最大限に引き出す取組を図り、優秀な人材の育成と定員の適正化を図ります。

目標項目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
職員数	177人 (平成 25年)	177人	定員適正化計画に基づき、職員 数の現状維持に努める。

	施策	施策の方針	主 な 取 組
1.	人材育成と人事 管理の適正化	〇八千代町人材育成基本方針に基づき、人事評価制度の確立を図るとと もに、給与や人事管理の適正化に努 めます。	・人事評価の実施・給与の適正化
		〇職員の意欲と能力を引き出すため、 職員研修計画に基づく研修を実施 します。	• 各種職員研修の実施
2.	計画的・効率的 な行政運営	〇計画的な予算編成を行うとともに、 事務事業評価制度の活用により、効 率的な行政運営を進めます。	事務事業評価の実施実施計画の策定業務棚卸の実施
		〇組織の簡素合理化、効率的な行政体制となるよう適正な定員管理に努めるとともに機動力の高い組織の構築を目指します。	・定員適正化計画の推進・適切な人員配置・組織機構の再編
3.	行財政集中改革 プランの推進	○効率的な行政運営、健全な財政運営、情報公開と地域協働の推進を図るため、八千代町第3次行財政集中改革プランの推進に全庁的に取り組みます。	・行革推進委員会や推進本部、 行革検討部会の開催・プランの進捗状況の管理と 公表

第3項 健全な財政運営の推進

【現況と課題】

本町の財政は、歳入では自主財源の比率が低いため、国県からの補助金や地方交付税に依存していますが、地方交付税が大幅に減少しており、財源の確保が非常に難しい状況になっています。また、歳出では、社会保障費の増加や起債(借入金)の償還、特別会計への繰出金の増加などにより、投資的な事業に使える予算が減少しています。本町ではこれまで、行財政集中改革プランにより、経費の節減や事業の見直し等に努めてきました。

今後とも、多様化する住民の要請に応えるため、行政経費全般の見直しを着実に実施するとともに、一層の経費節減と的確な歳入の確保に努め、効率的かつ健全な財政運営を行う必要があります。

《基本方針》

社会経済の変化と増大する行政需要に柔軟に対応できる安定的で持続可能な行財政運営を行うため、適切な財源の確保を図りながら、効率的かつ健全な財政運営に努めます。

(目標指標)

目標項目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
経常収支比率**1	86.7% (H25年度)	85.0%	税収の確保と経常経費の抑制により、経常収支比率の改善を目指す。
実質公債費比率**2	13.3% (H25年度)	12.5%	起債の抑制により、実質公債比率の改善を目指す。
町税等の現年度分徴収率	98.4%	98.9%	納付方法等利便性を図り、徴収 率の向上を目指す。

※1 経常収支比率

経常的経費(人件費・扶助費・公債費等)に経常一般財源収入(地方税・地方交付税・地方譲与税等) が充当されている割合。

※2 実質公債比率

実質的な公債費(地方債の元利償還金)が財政に及ぼす負担を表す指標。

	施策	施策の方針	主 な 取 組
1.	財源の確保	〇税の賦課・徴収体制の充実を図ると ともに、行政サービスにおける受益 者負担の見直しや未利用財産の処 分等、歳入の確保に努めます。	 適正で公平な課税の強化 町税等徴収率の向上 納付方法の利便性確保 納税啓発活動の充実 計画的な基金の積立 ふるさと納税の推進 企業誘致の推進 未利用財産の活用と処分 有料広告の掲載 補助金、負担金の見直し 使用料、手数料の見直し
2.	公有財産の 適正管理	〇公共施設の適切な維持管理に努めるとともに、町有資産である土地や 建物の適切な処分方法等を検討します。	・固定資産台帳の整備・公共施設等総合管理計画の策定・特定目的基金の再編と(仮称)公共施設維持管理基金の創設の検討
3.	健全な財政 運営	〇的確な歳入の確保と実施計画による事業の実施、経費の節減を行い、 計画的な予算編成に努めます。	・的確な配分による予算編成
		〇事務事業の執行方法の改善や適正 な歳出予算の執行に努め、徹底した 内部管理費等の削減を図ります。	• 経費の節減合理化
		〇町の財政状況について、町民にわか りやすく公表します。	新地方公会計制度に基づく財務書類の作成と公表公営企業の法適用化の検討

第4項 広域行政の推進

【現況と課題】

多様化する住民ニーズや地方分権の進展による権限移譲に対応していくためには、 職務の専門性や広域的な連携が重要な課題となっています。

また、広域的な公共交通網や観光振興、企業立地など、共通の課題に対しては、近隣市町との協議会などを通じて、具体的な施策の検討を行い、対応していく必要があります。

現在、本町では、茨城西南地方広域市町村圏事務組合において、常備消防や病院群 輪番制による緊急医療の確保、小児緊急医療の確保等に関する事務等を実施しており、 今後とも、関係市町との連携を強化し、効率的な広域行政を運営していく必要があり ます。

下妻地方広域事務組合では、ごみ処理や葬祭場、し尿処理などを共同で行っており、今後も施設の効率的な運営と適正な管理を進めていく必要があります。

《基本方針》

国や県、近隣市町との連携強化を図り、多様化する行政ニーズや地方分権に対応した効率的な行政運営を行います。

(具体的な施策の内容)

施策	施策の方針	主な取組
1. 広域事務組合の 適切な運営	○関係市町との連携により、一部事務 組合*1の効率的な運営と施設の有 効活用を図ります。	・一部事務組合の適切な運営・消防施設の再配置、再整備・施設のPR等
2. 広域連携事業の 推進	〇広域圏における共通の課題に対して、県や関係市町との連携により、 広域的な事業を進めます。	・県西地域産業活性化協議会・県西地方総合振興協議会・各種交通関係協議会への参加協力
3. 広域連携の強化	〇地方分権による新たな行政課題に 対応するため、県や近隣市町との連 携を強化します。	・広域連携に関する情報収集・広域施設相互利用協定の推進

※1 一部事務組合

複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織。 (地方自治法 284 条 2 項)